

議案第44号

北九州市子ども読書活動推進会議委員の任命について

北九州市子ども読書活動推進会議の委員を次のとおり任命する。

令和6年12月26日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市子ども読書活動推進条例第17条第4項及び北九州市子ども読書活動推進会議規則第2条の規定に基づき任命している委員のうち1名の辞任に伴い、新たに委員を任命する必要があるため、この案を提出する。

北九州市子ども読書活動推進会議について

1 北九州市子ども読書活動推進会議とは

- (1) 「北九州市子ども読書活動推進会議」とは、平成27年6月議会において可決され、平成27年7月3日に公布された「北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年北九州市条例39号）」に基づき、教育委員会に設置する付属機関。
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - ア 子どもの読書活動の推進に関すること
 - イ 子ども読書活動推進計画に関すること
 - ウ 条例の見直しに関すること
 - エ その他、子どもの読書活動に関する事項
- (3) 委員は15人以内で、市民、学識経験者などから教育委員会が任命する。

2 設置年月日

平成27年8月1日

3 委員構成数

- 定数 15人以内
- 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

北九州市子ども読書活動推進会議委員

【任命する委員】

氏 名	役 職 名
さわの 澤野 あゆみ 壘由美	北九州市立図書館協議会公募委員

(任期) 令和6年12月27日から令和7年7月31日まで

※ 前委員の残任期間

【参考（前委員）】

氏 名	役 職 名
やまなか 山中 ひろとし 啓稔	北九州市立図書館協議会公募委員

(解任年月日) 令和6年12月26日

(案)

北九州市子ども読書活動推進会議 第5期委員名簿(新)

区分	氏名	所属団体役職名	備考
学識経験者	やまもと えつこ	福岡教育大学 教授	
	山元 悦子		
	やざき みか	九州女子大学 准教授	
	矢崎 美香		
	かわい りつこ	元福岡県立図書館 副館長	
	河井 律子		
学校等代表者	ほんだ ひさし	北九州市学校図書館協議会 会長 石峯中学校 校長	
	本田 壽志		
	うえみつ よしこ	北九州市学校図書館協議会 副会長 松ヶ江北小学校 校長	
	上満 佳子		
	こじま まつみ	北九州市立特別支援学校長会 八幡特別支援学校 校長	
	小島 松美		
	なかむら じん	北九州市私立幼稚園連盟 常任理事 財務委員長	
	中村 仁		
	くろだ れいこ	北九州市保育所連盟 理事	
	黒田 玲子		
PTA代表	くま たけし	北九州市PTA協議会 副会長	
	久間 猛		
ボ ク ラ 書 館 テ ィ 読 書	なか のりこ	読書ボランティア	
	仲 紀子		
	おばせ あつみ	読書ボランティア	
地域	ないとう まさよ	若松中学校 北九州市型学校運営協議会委員	
	内藤 稚代		
青少年 育成	さわの あゆみ	北九州市立図書館協議会公募委員	任命(新任)
	澤野 亜由美		
公募委員	つるた やよい	公募委員	
	鶴田 弥生		

任 期 令和5年8月1日から(改選の場合、改選の日から)令和7年7月31日まで

北九州市子ども読書活動推進会議 第5期委員名簿(旧)

区分	氏名	所属団体役職名	備考
学識経験者	やまもと えつこ	福岡教育大学 教授	
	山元 悦子		
	やざき みか	九州女子大学 准教授	
	矢崎 美香		
	かわい りつこ	元福岡県立図書館 副館長	
河井 律子			
学校等代表者	ほんだ ひさし	北九州市学校図書館協議会 会長 石峯中学校 校長	
	本田 壽志		
	うえみつ よしこ	北九州市学校図書館協議会 副会長 松ヶ江北小学校 校長	
	上満 佳子		
	こじま まつみ	北九州市立特別支援学校長会 八幡特別支援学校 校長	
	小島 松美		
	なかむら じん	北九州市私立幼稚園連盟 財務委員長	
	中村 仁		
	くろだ れいこ	北九州市保育所連盟 理事	
	黒田 玲子		
PTA代表	くま たけし	北九州市PTA協議会 副会長	
	久間 猛		
ポ ラ 書 館 テ ィ 読 書	なか のりこ	読書ボランティア	
	仲 紀子		
	おばせ あつみ	読書ボランティア	
地域	ないとう まさよ	若松中学校 北九州市型学校運営協議会委員	
	内藤 稚代		
青少年 育成	やまなか ひろとし	北九州市立図書館協議会公募委員	辞任
	山中 啓稔		
公募委員	つるた やよい	公募委員	
	鶴田 弥生		

任 期 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

北九州市子ども読書活動推進条例

平成27年7月3日

条例第39号

第5章まで 削除

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。

6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章以下 削除

北九州市子ども読書活動推進会議規則

平成27年7月29日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市子ども読書活動推進条例(平成27年北九州市条例第39号。以下「条例」という。)第17条第7項の規定に基づき、北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 条例第17条第6項に規定する部会(以下「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日の翌日から平成29年7月31日までの間に任命される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(推進会議の招集の特例)

3 推進会議の最初の会議及び委員の任期満了後最初の推進会議の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。